

# 国民年金基金を賢く活かして 個人事業主の「豊かな老後」を

誰もがリタイア後は、ゆとりあるセカンドライフを送りたいもの。しかし確定申告を目前に控えた個人事業主の方々は、事業のリスクに敏感でも、「長生きのリスク」までは意識が及ばないのが現実かもしれません。税理士でファイナンシャル・プランナーの布施麻記子さんに、個人事業主の賢い老後対策についてお聞きしました。

——個人事業主は自分の将来について、どのようなことを考えておくべきでしょうか。

**布施** ●個人事業主には定年がないといわれますが、裏返せば自分で引き際を決めなければならないということ。心身ともに健康なうちに引退後のライフプランを考えておく必要があります。そこには大きな責任が伴います。

厚生年金や退職金など老後の準備が給料天引きでできる会社員と違い、個人事業主の老後は何もしなければ国民年金だけということにもなりかねません。さらに事業継承や相続税、

病気やケガなど不測の事態への備えも必要です。人生のさまざまなリスクに、自分自身で対処しなければならぬのです。

——多くの個人事業主は目の前の仕事に一生懸命で、将来のリスクには目が向いていないように思えますが……。

**布施** ●「生涯現役」という気持ちがあり、リスクから目を遠ざけているのかもしれませんが、でも一方で、たとえば開業医の方々は診療できなくなった途端に収入がなくなるという意識が強く、生命保険や所得保障などのリスク対策も万全な方が少なくありません。一言で個人事業主といっても、「リスク感度」はさまざまです。

しかしいずれにせよ、事業を続けられなくなったときや引退後のことを考えて、あらかじめ布石を打っておくことが肝心です。その上で、できるところまで頑張ればよいのですから。

## 事業資金とは別枠で 将来の収入を確保する

——布石を打つといっても、どこにポイントを置くべきでしょうか。

**布施** ●個人事業主の場合は、事業のための資金と自分のお金の区別が、どうしても曖昧になりがちです。たとえば相続のケース。小売業を営む事業主で、

事業を継ぐ長男とサラリーマンの次男がいるとしましょう。店舗は賃貸で、事業主が所有する資産は自宅の土地建物と預金ですが、預金のほとんどは事業の運転資金です。

この場合、自宅は次男に譲ってもよさそうですが、実は自宅も運転資金の担保に入っているということが多いため。このように個人事業主の資産は大部分が事業に関係しているという点を十分認識して、相続や老後の資産形成に備える必要があるのです。

——事業資金と自分の資産を、明確に分けておくということですね。

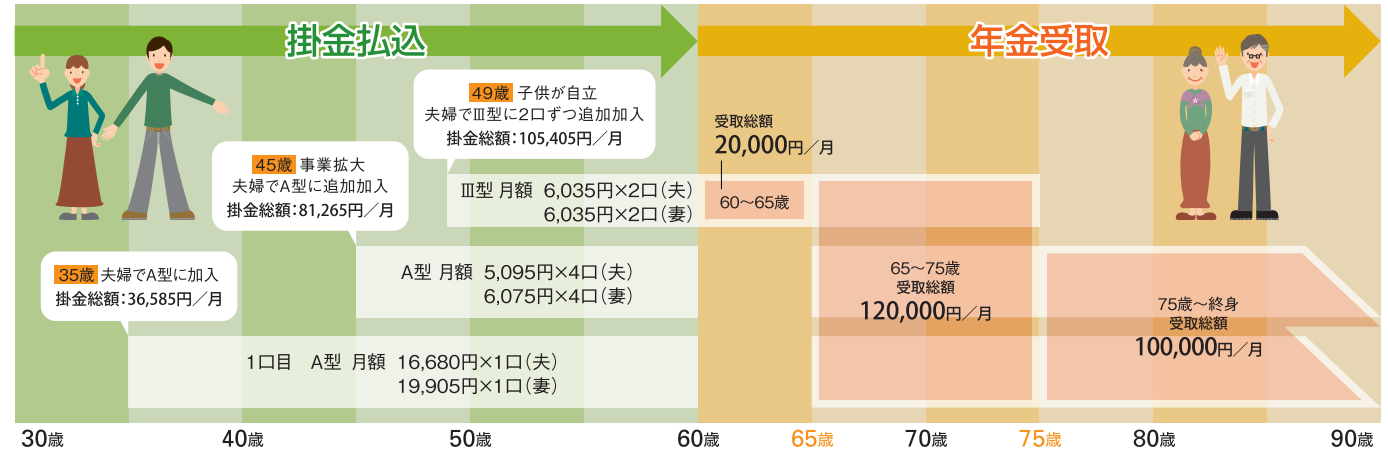
**布施** ●それだけでは十分ではありません。大切なのは、意識して将来のための資産を築いていくということです。充実したセカンドライフのためには、余裕ある生活資金が不可欠です。

ここで忘れてはならないのが、配偶者のための老後資金です。事業を譲った後には奥様にも定期収入があるように、事業資金とは別枠で準備しておきましょう。そうした目的のために、国民年金基金はきわめて有効な選択肢のひとつだと思います。

## 見逃せないのは 税制上の2つのメリット

——個人事業主にとって、国民年金基

制度を上手に使う「夫婦でゆとりあるセカンドライフ」を（加入プランの例） ※誕生日に加入した場合



金にはどんなメリットがありますか。

**布施** ●まず「自分ではなかなか将来の準備ができない」人にとって、強制的に積み立てできるという点は大きなメリットでしょう。運用利回りなど気にしなくてもよい確定給付型なので、忙しい方にも安心です。

また、1口目は終身年金なので長生きリスクにも対応でき、2口目以降はライフプランに応じて組み合わせ自由。中途解約ができないので、事業資金に回る心配もありません。そのうえ掛金は年に最大81万6000円まで所得控除でき、給付金受け取り時は公的年金等控除の対象になるという税制上のメリットも見逃せません。

国民年金基金こそ、個人事業主が将来の準備をスタートさせるのにふさわしい制度といえるでしょう。

## 国民年金基金の仕組み

国民年金基金は、国民年金に上乗せする第1号被保険者のための年金制度。世代間扶養を前提とした国民年金（賦課方式）と異なり、加入者自身が自分の年金原資を負担する「積立方式」だ。このため、世代構成の変化といった社会情勢の影響を受けにくい。このほか、管理・運営を国とは切り離して別法人が行っていることが国民年金との大きな違いだ。

自営業者や個人事業主またはフリーランスで、国民年金の保険料を払っている人ならだれでも加入できる。

本文中で布施さんも言うとおり、掛金のすべて（最大で年間81万6千円）を所得控除でき、かつ給付の際も公的年金等控除の対象になる税制メリットは大きい。

もうひとつ大きな特長は、それぞれのライフプランに合わせて年金タイプと口数を選べるという柔軟性。最初の1口目は終身年金であるA型またはB型のどちらから選び、そのうえで必要に応じて口数の追加ができる。2口目以降を、確定年金（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型）を含めた各タイプから、自由に設定することが可能だ（1口目と合算した掛金上限は月6万8千円）。

注意点は任意の脱退や中途解約ができないことだが、取り分けた資金を使ってしまう恐れがなくなるという意味ではこれもメリットといえる。

## 年金の2階建ての仕組み



## 国民年金基金の掛金の税控除例

課税所得が800万円（所得税23%、住民税10%）、掛金を月額4万円（年額48万円）とした場合、税金の軽減額は約15万8千円になる。個人年金と比較しても、税メリットが大きいことがわかる。



資料請求  
お問い合わせ

## 国民年金基金

ホームページから資料請求

<http://www.npfa.or.jp/>

ホームページでは国民年金基金のシミュレーションもできます。

電話から資料請求・お問い合わせ

受付時間 9:00~17:00(土日・祝休日・年末年始を除く)

【地域型国民年金基金】(お住まいの都道府県ごとに加入できます)

フリーダイヤル ローゴ ヨイクニ

☎ 0120-65-4192 ※地域によっては携帯電話からつながらない場合があります。

【職能型国民年金基金】(職業ごとに加入できます)

歯科医師 0120-15-5950	日本税理士 0120-21-1952	全国個人タクシー 03-3986-9711	全国損害保険代理業 0120-55-1380
全国農業みどり 0120-21-8566	土地家屋調査士 0120-14-5040	全国左官業 03-5228-3081	全国クリーニング業 03-3351-2181
貨物軽自動車運送業 03-3865-9799	司法書士 03-3341-2561	公認会計士 03-3515-1170	日本種類飲食業 0120-54-3484
全国社会保険労務士 0120-58-4864	全国建設技能者 0120-66-4165	全国板金業 03-5443-2581	鍼灸マッサージ師等 03-5979-1700
日本医師・従業員 0120-70-0650	日本弁護士 03-3581-3739	歯科技工士 03-5225-6050	
漁業者 03-3294-9869	全日本電気工事業 0120-43-8160	自動車整備 03-5572-6620	
日本薬剤師 03-3352-7558	日本柔道整復師 0120-30-5205	日本建築業 03-3504-1710	

この広告は商品の概要（2007年12月現在）を説明しており、税制についても2007年12月現在の税制に基づき記載しております。商品の詳細につきましては、各国民年金基金より資料をお取り寄せいただき、必ずご確認ください。ご加入に際しては、「国民年金基金加入にあたっての重要なお知らせ」を必ずご覧ください。



布施 麻記子 (ふせ まきこ)

税理士、ファイナンシャル・プランナー（CFP）、1級ファイナンシャル・プランニング技能士、TFPコンサルティンググループ(株)取締役。主にオーナー企業およびオーナー個人に関するコンサルティング業務を行うかわら、執筆、講演、メディア出演など幅広く活躍中。著書に「失敗事例から学ぶ相続対策・相続税申告」など多数。